

追加型投信 / 内外 / 債券



投資信託説明書(交付目論見書)

**2009. 8**

\* 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

# グローバル・ソブリン・ オープン



国際投信投資顧問

- 1.本投資信託説明書( 交付目論見書 )により行う「グローバル・ソブリン・オープン( 毎月決算型 )」の募集については、委託会社は、金融商品取引法( 昭和23年法第25号 )第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2月16日に関東財務局長に提出しており、平成21年2月17日にその届出の効力が発生しております。
- 2.本投資信託説明書( 交付目論見書 )は金融商品取引法( 昭和23年法第25号 )第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
- 3.金融商品取引法( 昭和23年法第25号 )第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した投資信託説明書( 請求目論見書 )は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が投資信託説明書( 請求目論見書 )の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のEDINET ( 電子開示システム )および委託会社のホームページで閲覧することができます。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券( 外貨建資産には為替変動リスクもあります。 )に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名	: 国際投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 吉峯 寛
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
届出の対象とした募集( 売出 )内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: グローバル・ソブリン・オープン( 毎月決算型 )
届出の対象とした募集( 売出 )内国投資信託受益証券の金額	: 上限10兆円
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。

## お申込みをされる前に

下記の事項は、この投資信託(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資者の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および本投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

### ファンドに係るリスクについて

ファンドは、実質的には主に国内外の公社債を投資対象としています。基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」や「金利変動リスク」等があります。

\* 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクをご覧ください。

### ファンドに係る手数料等について

ご購入時	お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、以下の手数料率がかかります。 (お申込みになる販売会社により異なります。)		
		手数料率	1億口(円)未満	1億口(円)以上
		お申込回数 <sup>1</sup> に応じて	上限1.575% (税抜1.500%)	上限1.050% (税抜1.000%)
		お申込金額 <sup>2</sup> に応じて		
		1 お申込代金 = (基準価額 × お申込回数) + お申込手数料 2 お申込金額 = 基準価額 × お申込回数		
* 詳細は、販売会社にてご確認ください。				
保有時	信託報酬	純資産総額に対して年率1.3125% (税抜1.2500%)		
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042% (税抜0.0040%) 以内		
	その他の費用	有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても信託財産から差引かれます。		
ご換金時	ご換金手数料	かかりません。		
	信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%		

\* お申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限り)については、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

\* 詳細は、本投資信託説明書(交付目論見書)の該当箇所をご覧ください。

以上

# 目次

ファンドの概要	1
ファンドの性格	3
ファンドの目的	
ファンドの基本的性格	
信託金の限度額	
ファンドの仕組み	
委託会社が関係法人と締結している契約の概要	
運用の特色	7
投資方針	11
基本方針	
投資態度	
投資対象	
運用の形態等	
投資制限	
運用体制	15
投資リスク	17
投資リスクに対する管理体制(管理体制)	19
分配方針	21
収益分配方針	
分配対象収益額の範囲	
分配対象収益についての分配方針	
留保益の運用方針	
収益の分配方式	
収益分配金の交付	
収益分配金に対する課税	
手続等の概要	25
申込期間	
申込取扱場所(販売会社)	
申込(販売)手続等	
換金(解約)手続等	

# CONTENTS



<b>手数料等及び税金</b> .....	31
申込手数料	
換金(解約)手数料	
信託報酬等	
その他の手数料等	
課税上の取扱い	
<b>管理及び運営の概要</b> .....	39
資産の評価	
信託期間	
計算期間	
ファンドの償還条件等	
約款の変更	
反対者の買取請求権	
公告	
運用報告書	
<b>運用状況</b> .....	43
投資状況	
投資資産	
運用実績	
<b>財務ハイライト情報</b> .....	51
<b>その他の情報</b> .....	53
内国投資信託受益証券の形態等	
発行(売出)価額の総額	
振替機関に関する事項	
振替受益権について	
日本以外の地域における発行	
委託会社の概況	
内国投資信託受益証券事務の概要	
<b>ファンドの詳細情報の項目(詳細情報の項目)</b> .....	57
<b>グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)約款</b> .....	58
<b>《参考》グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド運用の基本方針</b> .....	72
<b>用語集</b> .....	73

ファンド  
の概要ファンド  
の性格運用の  
特色投資  
方針運用  
体制投資  
リスク管理  
体制分配  
方針手続  
等の  
概要手数料  
等  
及び  
税金管理  
及び  
運  
営の  
概要運  
用  
状  
況財務  
ハイ  
ライト  
情報その  
他の  
情  
報詳  
細  
情  
報  
の  
項  
目約  
款用  
語  
集



# ファンドの概要



本概要は、本投資信託説明書(交付目論見書)の記載内容を要約したものです。詳細は、本投資信託説明書(交付目論見書)の該当箇所をご覧ください。

項目	内容
ファンドの名称	グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) (以下「ファンド」という場合があります。)
商品分類	追加型投信 / 内外 / 債券(公債 <sup>*1</sup> ・高格付債 <sup>*2</sup> ) <sup>*1</sup> 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資するものをいいます。 <sup>*2</sup> 目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものとして、国際投信投資顧問株式会社が定義したものです。
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、ファンドの主要投資対象であるグローバル・ソブリン・オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)の投資態度は以下の通りです。 世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測(金利予測)と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適 <sup>*</sup> な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。(ポートフォリオの構築過程では定量および定性的要素が勘案されます。) 円投資家の立場から最適 <sup>*</sup> な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、リスクの管理とリターン追求をはかります。 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。 <sup>*</sup> 「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とします。 ファンドは、OECD加盟国(平成21年6月末現在30カ国)のうち、信用力の高い国の債券(A格以上のもの)を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 <sup>*</sup> くわしくは、「投資制限」を参照してください。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。 <sup>*</sup> くわしくは、「投資リスク」を参照してください。
当初設定日	平成9年12月18日
信託期限	無期限
決算日	毎月17日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成21年2月17日から平成22年2月15日まで。 ただし、お申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。 <sup>*</sup> お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

項目	内容												
お申込単位	(当初元本1口 = 1円)												
	分配金受取コース	自動けいぞく投資コース											
	1万口単位 または 1万円以上1円単位	1万円以上1円単位											
お申込単位	(販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) *ただし、自動けいぞく投資コースに係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 *なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。												
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 *お申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日のお申込みとします。												
お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、以下の手数料率がかかります。(お申込みになる販売会社により異なります。)												
	手数料率	お申込口数に応じ、基準価額に対して											
		お申込代金に応じ、基準価額に対して											
		お申込金額に応じ、基準価額に対して											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;">1億口未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億口以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)</td> </tr> </table> *お申込手数料は消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。			1億口未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)		1億口以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)		1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)		1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)		1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)		1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)
	1億口未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)												
	1億口以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)												
	1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)												
	1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)												
	1億円未満の場合 上限 1.575% (税抜 1.500%)												
	1億円以上の場合 上限 1.050% (税抜 1.000%)												
信託報酬	純資産総額に対して年 1.3125% (税抜 1.2500%) の率を乗じて得た額とします。 * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。												
監査費用	純資産総額に対して年 0.0042% (税抜 0.0040%) 以内の率を乗じて得た額とします。 * 監査費用は消費税等相当額を含みます。												
収益分配	毎月17日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。												
	分配金受取コース	自動けいぞく投資コース											
	収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者にお支払いします。	収益分配金は、税金を差引いた後、自動けいぞく投資契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。											
ご換金単位	販売会社が定める単位とします。												
ご換金価額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 *ご換金のお申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。												
信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。												
換金代金のお支払い	原則としてご換金の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。												

\*ご投資者の皆様におかれましては、ファンドの内容およびリスク等についてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。



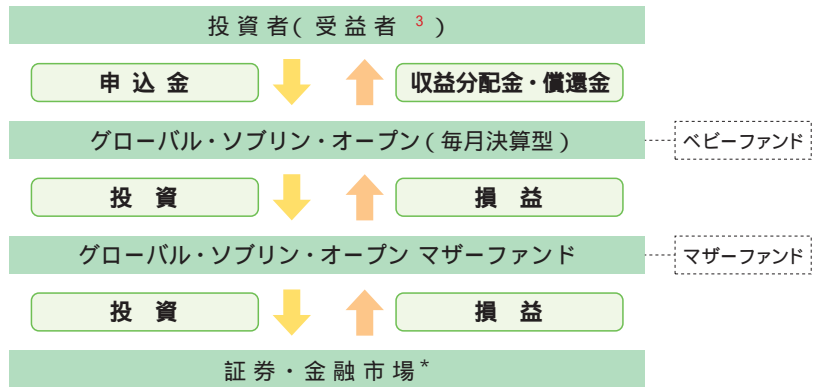
# ファンドの性格



## 1 ファンドの目的

ファミリーファンド方式<sup>1</sup>により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産<sup>2</sup>の成長をはかることを目的として運用を行います。

### 図1 ファミリーファンド方式の仕組み



\*ファンドの主な投資対象は世界主要先進国のソブリン債券です。

## 2 ファンドの基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

### 商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

### 1 ファミリーファンド方式

受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

### 2 信託財産

ファンドにおいて運用される債券や株式などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

### 3 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。



## 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル(日本含む) 日本 北米	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月) 年12回(毎月)	欧州 アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産(投資信託証券 (債券 公債・高格付債))	その他	中南米 アフリカ 中近東(中東)		
資産複合		エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券 (債券 公債・高格付債))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(公債*1・高格付債*2)に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。

\*1公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載のあるものをいう。

\*2高格付債.....目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものとして、国際投信投資顧問株式会社が定義したものの。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)よりご確認ください。



### 3 信託金の限度額

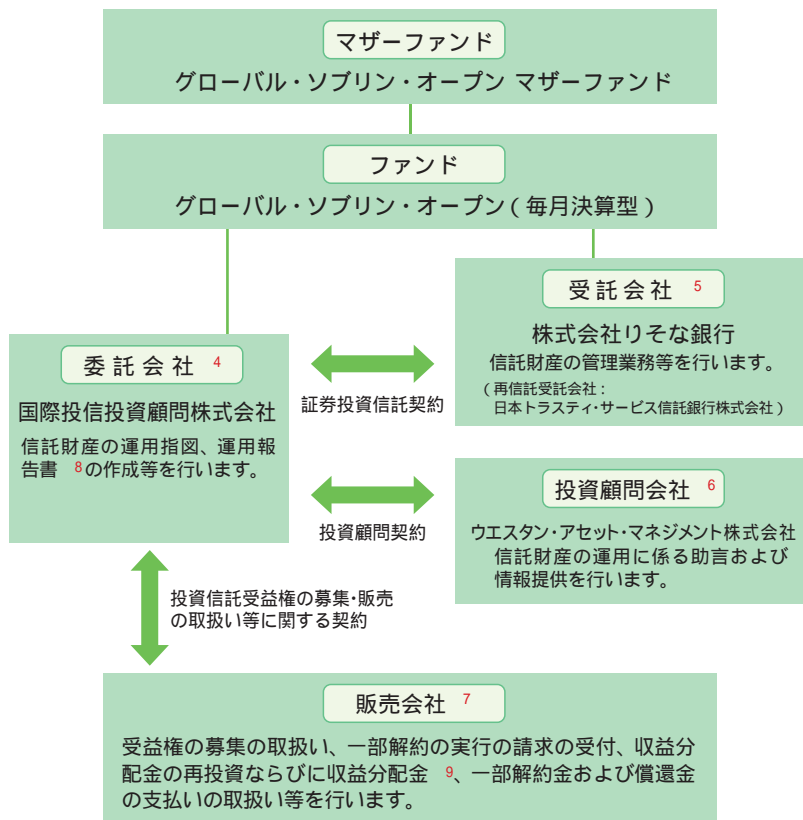
10兆円です。

\* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。



### 4 ファンドの仕組み

図2 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割



#### 4 委託会社

信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。商品性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する書類(目論見書)や運用内容・結果を説明する書類(運用報告書)の作成等を行います。

#### 5 受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。信託契約の締結、信託財産の保管や管理、信託財産の計算(受益権の基準価額の計算を含みます)外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

#### 6 投資顧問会社

信託財産の運用に必要な情報提供や助言を行う会社です。国内系運用会社が外国証券へ投資を行うときに投資アドバイザーとして外国の運用会社から、または外資系の運用会社が本国から投資アドバイスなどを受ける場合があります。

#### 7 販売会社

ファンドの募集の取扱いをする、窓口となる会社のことです。具体的には証券会社、銀行、保険会社などです。

#### 8 運用報告書

ファンドの運用状況を報告するための書類のことをいいます。主な内容は、運用実績、運用経過と今後の運用方針、組入資産の明細、分配金のお知らせなどです。委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付されます。

#### 9 収益分配金

決算が行われた際、運用により得た収益から受益者に支払われるものです。金額は、収益分配方針に沿って委託会社が決定しますが、支払われない場合もあります。

販売会社の照会先は以下の通りです。

#### お問い合わせ先

**国際投信投資顧問株式会社**(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。)  
**フリーダイヤル 0120-759311**  
 受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午)  
 ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>



## 5 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

### ・証券投資信託契約(委託会社と受託会社との契約)

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

### ・投資顧問契約(委託会社と投資顧問会社との契約)

ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

### ・投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 (委託会社と販売会社との契約)

受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

手続等の概要

手数料等及び税金

管理及び運営の概要

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集



# 運用の特色



ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券<sup>10</sup>に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

\*資金動向や市況動向によっては、以下のような運用ができない場合があります。



ファンドは、OECD<sup>11</sup>加盟国(平成21年6月末現在30カ国)のうち、信用力の高い国の債券(原則としてA格以上のもの)を主要投資対象とします。平成21年6月末現在、主要投資対象国は次の通りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、日本



## 10 ソブリン債券

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

## 11 OECD

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。

## 12 格付け

債券などの元本や利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

## 13 ハイ イールド ボンド

格付機関から付与される格付けが投資適格に満たない債券(BB格(Ba格)相当以下の格付けの債券)のことをいいます。

債券には、その元本および利息の支払いの確実性の度合いにより、格付機関(Moody's社、S&P社等)によって格付け<sup>12</sup>がなされています。ファンドが投資対象とする各国の債券にはいずれも、原則としてA格以上(以下の赤い字の部分)の格付けがなされています。

図3 格付けの仕組み

	Moody's社	S&P社	
高い信用力 ↑	Aaa	AAA	投資適格債
	Aa	AA	
	A	A	
格付け	Baa	BBB	
	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	高利回り債 (ハイイールド債券 <sup>13</sup> )
	Ca	CC	
	C	C	
	低い信用力 ↓		D

\*グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)は、原則としてA格以上の債券に投資しています。

図4 OECD加盟国の格付状況

	Moody's社	S&P社
オーストラリア	Aaa	AAA
オーストリア	Aaa	AAA
カナダ	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
フィンランド	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA
ルクセンブルグ	Aaa	AAA
オランダ	Aaa	AAA
ニュージーランド	Aaa	AAA
ノルウェー	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA
スイス	Aaa	AAA
イギリス	Aaa	AAA
アメリカ	Aaa	AAA
スペイン	Aaa	AA +
アイルランド	Aaa	AA
ベルギー	Aa1	AA +
日本	Aa2	AA
ポルトガル	Aa2	A +
イタリア	Aa2	A +
チェコ	A1	A +
スロバキア	A1	A +
ギリシャ	A1	A -
韓国	A2	A +
ポーランド	A2	A
メキシコ	Baa1	A +
アイスランド	Baa1	BBB +
ハンガリー	Baa1	BBB -
トルコ	Ba3	BB

\* 赤い字で記載された22カ国がグローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)の主要投資対象国です。

\* 平成21年6月末現在、投資対象国のうちマザーファンドを通じて組入れている国は17カ国です。くわしくは、「運用状況」P43 - P44」を参照してください。

\* 上記の各国の格付状況は、平成21年6月末現在の自国通貨建長期債務格付けであり、今後、各国の政治、経済、社会情勢等により変更になることがあります。

ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

手続等の概要

手数料等及び税金

管理及び運用の概要

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集

# 3

ファンドは安定したインカムゲイン<sup>14</sup>の確保に加え、金利変動等に伴う債券価格の変動リスクおよび為替変動リスクを管理することにより、キャピタルゲイン<sup>15</sup>の獲得を目指します。ポートフォリオの構築にあたっては、期待される債券予想収益と為替予想収益を総合的に判断したうえで、円投資家の立場から最適\*な国別資産配分(カントリー・アロケーション)を決定し、債券ポートフォリオを構築します。

\*「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。

## 為替の管理について

為替については、ファンダメンタルズ分析、為替定量モデルによる分析およびファンドマネージャーの判断などを総合的に勘案し、中期的な為替動向を予測したうえで、各投資対象国(通貨)毎の対円予想収益率を算定します。

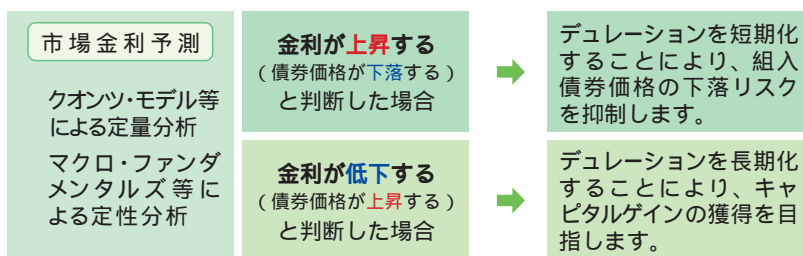
ファンドの運用期間中においては、常時、為替市場のモニタリングを行い、市場の動きが基準価額<sup>16</sup>に大きく影響することが予想された場合には、為替ポジションを調整(カントリー・アロケーションの変更およびデリバティブによる一時的な為替ヘッジ<sup>18</sup>)することで、ファンド収益の確保・向上をはかります。

## デュレーション<sup>19</sup>の管理について

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークを基本としますが、市場金利予測に基づき、±3年程度の範囲で調整します。

デュレーションの調整は、投資対象国毎の短・中・長期債の配分をコントロールすることにより行いますが、市場動向によっては債券先物・オプション等を利用することもあります。

図5 デュレーションの調整



### 14 インカムゲイン

債券の利子、株式の配当、預金の利息などから得られる収益のことです。

### 15 キャピタルゲイン

債券、株式、先物取引など有価証券の値上がりによる収益のことです。反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。

### 16 基準価額

ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額<sup>17</sup>)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

### 17 純資産総額

ファンドに組入れられている公社債や株式等をすべて時価評価し、公社債等の利息や株式の配当金などの収入を加えたものから未払金などの負債総額や投資信託の運用に必要な費用などのコストを差引いたもので、ファンドの規模を表す数字として利用されます。

### 18 為替ヘッジ

外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合があります。この為替変動によるリスクを軽減する手段の一つです。ただし為替ヘッジを行うと、円安になった場合でも為替差益による基準価額の上昇はあまり望めなくなります。また為替ヘッジ取引には、およそ内外の短期金利差に相当するコストがかかります。

### 19 デュレーション

「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

シティグループ世界国債インデックス<sup>20</sup>(円ベース、日本を含む)をベンチマーク<sup>21</sup>として運用を行います。

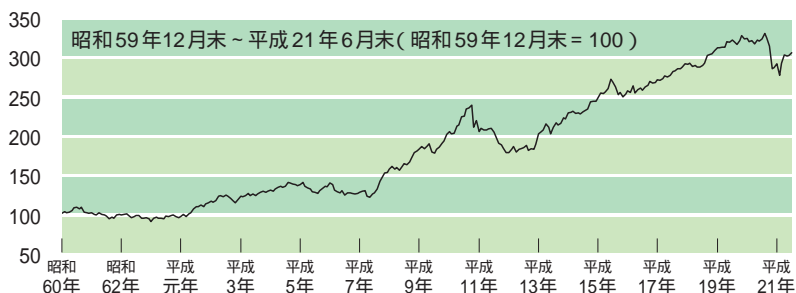
ファンドは、シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)対象国：平成21年7月1日現在23ヵ国)を上回る投資成果を目指し、運用を行います。

図6 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の構成

国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレーション	国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレーション
アメリカ	22.22	2.33	5.03	デンマーク	0.62	3.11	6.88
イタリア	8.38	3.56	6.52	ポーランド	0.60	5.51	3.92
ドイツ	8.34	2.57	5.68	アイルランド	0.57	4.52	5.61
フランス	7.61	2.83	6.18	スイス	0.51	1.60	5.49
イギリス	5.84	3.42	9.22	フィンランド	0.49	2.50	4.16
スペイン	3.39	3.08	6.02	スウェーデン	0.49	2.86	6.15
ベルギー	2.42	2.96	5.48	オーストラリア	0.44	4.87	4.36
ギリシャ	2.00	3.84	5.68	マレーシア	0.38	3.56	4.44
オランダ	1.99	2.80	5.62	シンガポール	0.30	1.57	5.22
カナダ	1.73	2.65	6.74	ノルウェー	0.20	2.95	3.89
オーストリア	1.34	3.46	6.36	日本	29.30	0.92	6.63
ポルトガル	0.86	3.40	6.07	合計	100.00	2.30	6.14

\* 上記のデータは、平成21年7月1日時点であり、今後、市況動向等により変更される場合があります。

図7 シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の推移



出所：シティグループ・グローバル・マーケット・インク

\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。なお、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(本部所在地：米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

#### 20 シティグループ世界国債インデックス

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、昭和59年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

#### 21 ベンチマーク

運用の目標とする基準、あるいはパフォーマンス(運用実績)を評価する基準のことをいいます。日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)などの指数が多く利用されています。



# 投資方針



## 基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。	高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## 投資態度

ファンド	マザーファンド
主として、グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。	<p>世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。</p> <p>国別資産配分については、投資対象国毎に 債券投資収益率予測（金利予測）と 為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適*な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。（ポートフォリオの構築過程では定量および定性的要素が勘案されます。）</p> <p>円投資家の立場から最適*な国別の資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。</p> <p>*「最適」とは結果として最適となることを意味するものではありません。</p>

\* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。



## 投資対象

ファンド	マザーファンド
主として、マザーファンド受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。 *くわしくは、信託約款を参照してください。	世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)を主要投資対象とします。

## 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

## 投資制限

### 信託約款に定める投資制限

ファンドに関する主な投資制限

マザーファンドへの投資(約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(1))

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資(約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(2))

株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(3))

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(4))

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(7))

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

\*くわしくは、信託約款を参照してください。

## マザーファンドに関する主な投資制限

### 株式への投資

株式への投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

### 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

## 法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権\*の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

\*株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

## その他

平成21年6月末現在、「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」以外で「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド(投資を行う予定の他のファンドを含みます。)は以下の通りです。

- グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)
- グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)
- グローバル・ソブリン・オープン(DC年金)
- グローバル・ソブリン・オープン VA(適格機関投資家専用)
- グローバル・ソブリン・オープン VA2(適格機関投資家専用)
- グローバル・ソブリン・オープン VA3(適格機関投資家専用)



# 運用体制

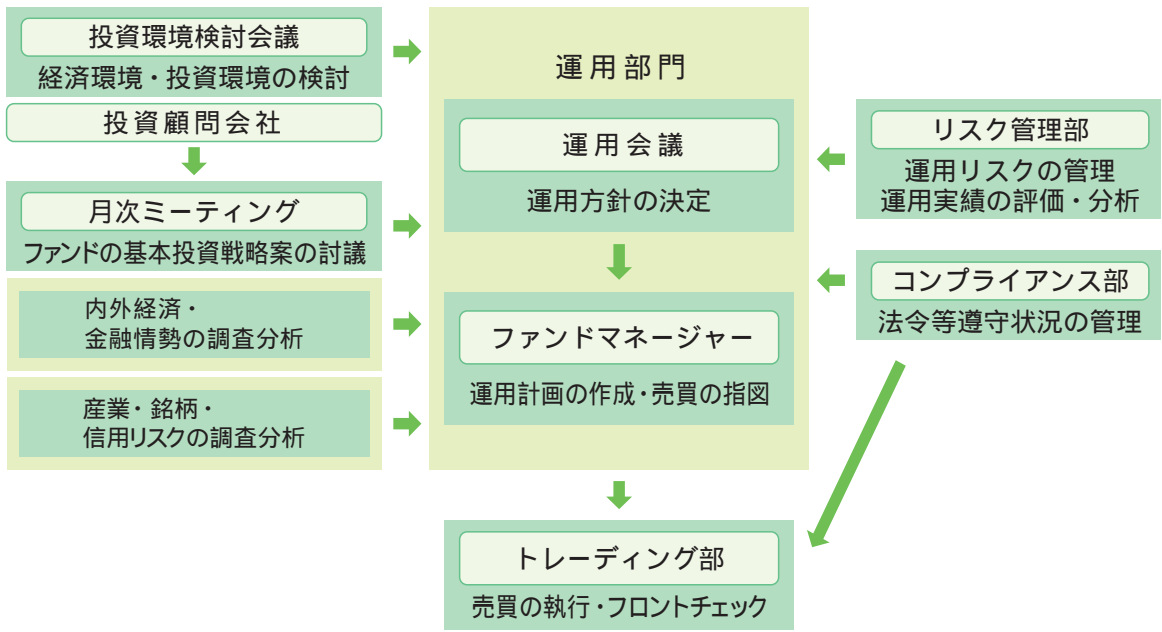


## 1

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。(平成21年6月末現在)

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。
組織	役割・機能
運用部門 (ファンドマネージャー)	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

図8 委託会社の運用体制



参考 委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	30名	経済調査部	13名
債券運用部	20名	トレーディング部	10名
外部委託運用部	13名	リスク管理部	13名
運用企画部	14名	コンプライアンス部	8名

ファンドの運用は、債券運用部が担当します。

## 2

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー(運用担当者)の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

## 3

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

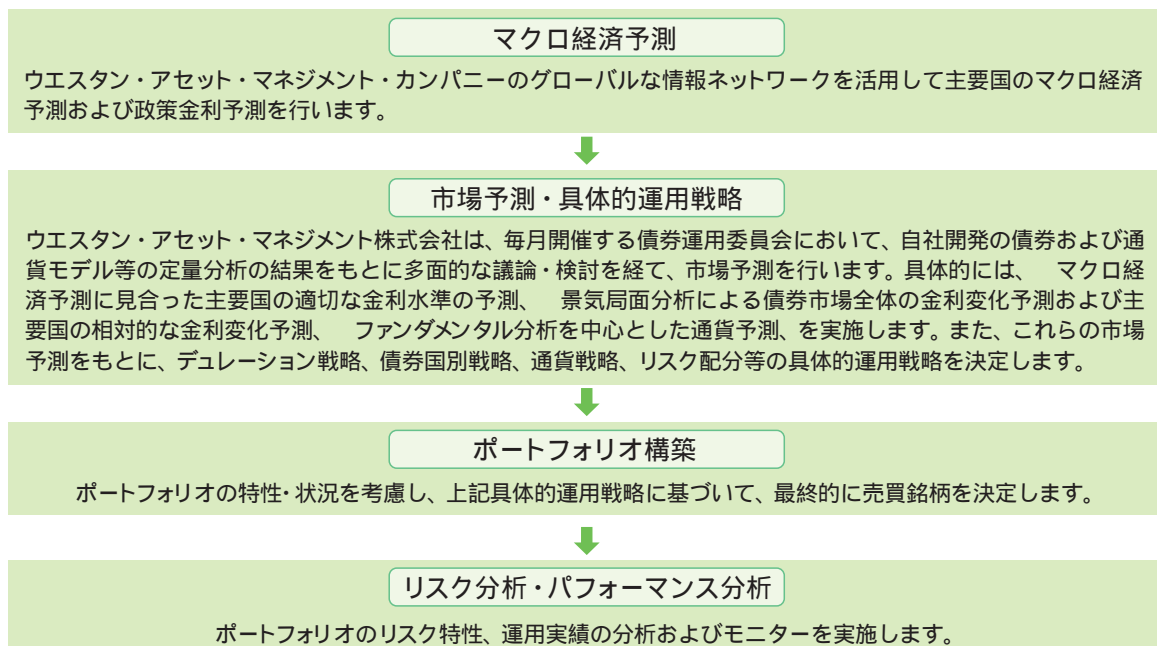
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入力し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

## 4

ファンドの投資顧問会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社」の運用体制は次の通りです。

図9 投資顧問会社の運用体制





# 投資リスク



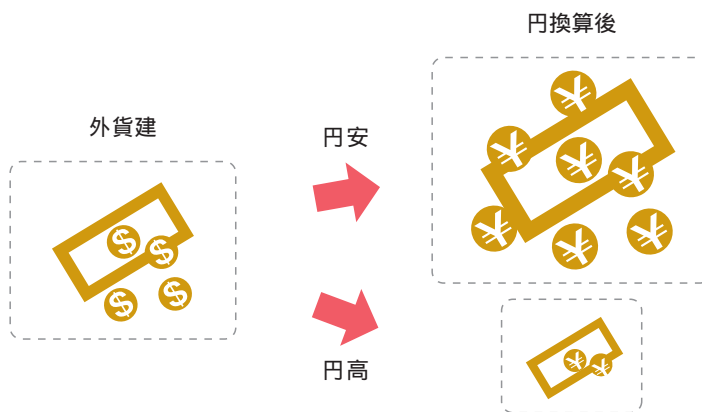
ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

## 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建および米ドル建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

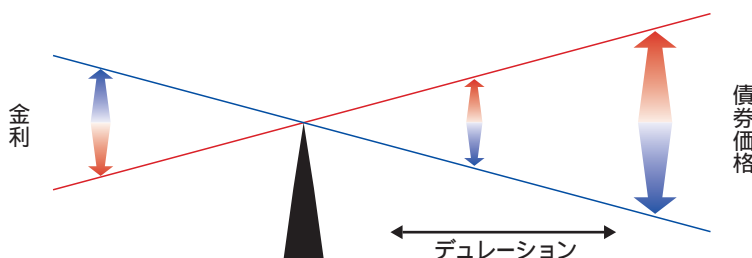
図10 為替の動き



## 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

図11 金利の変動と債券価格の関係



## 信用リスク

原則として投資格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

## ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

## カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

## ベンチマークについての留意点

「シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

## その他の主な留意点

- ・ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

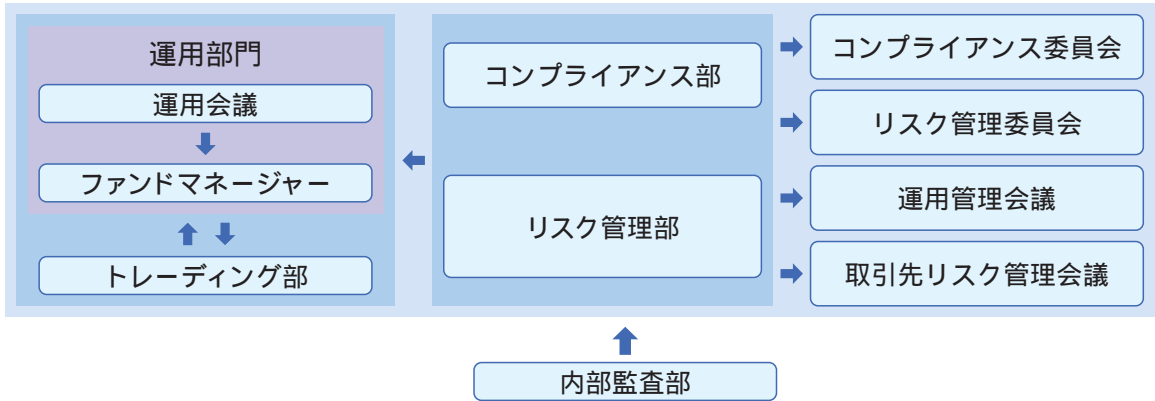


# 投資リスクに対する管理体制



委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

図12 委託会社のリスク管理体制図





## トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

## コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

## リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

## 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

## その他

投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- ・コンプライアンス委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- ・リスク管理委員会(原則、毎月開催)において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- ・運用管理会議(原則、毎月開催)において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- ・取引先リスク管理会議(原則、四半期毎に開催)において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク(カウンターパーティー・リスク)に関する管理方針等の検討を行っています。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



# 分配方針

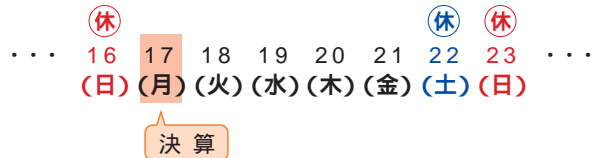


## 1 収益分配方針

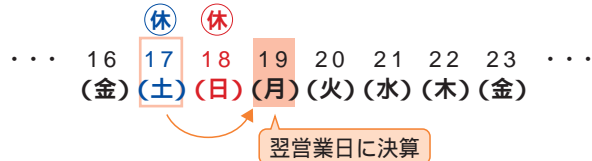
毎月17日(休業日のときは翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

### 図13 決算日が営業日のときと休業日のとき

決算日が営業日のとき



決算日が休業日のとき



\* 決算日が休業日のときは、翌営業日に決算を行います。

## 2 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

## 3 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

## 4 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。



## 5 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- ・ 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ・ 売買損益に評価損益を加減した利益金額「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。



## 6 収益分配金の交付

### 分配金受取コース

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者に支払います。

### 自動けいぞく投資<sup>22</sup>コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資約款<sup>\*</sup>」に基づく契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

<sup>22</sup> 自動けいぞく投資

ファンドが収益分配を行うつど、収益分配金を、税引き後、無手数料で同一ファンドに自動的に全額再投資する仕組みのことです。

# 7

## 収益分配金に対する課税

追加型<sup>23</sup>の株式投資信託<sup>25</sup>の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金<sup>27</sup>」と、非課税扱いとなる「特別分配金<sup>28</sup>」(元本の一部払戻しに相当します。)があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本<sup>29</sup>と同額もしくは上回っている場合には、収益分配金の全額が「普通分配金」として課税対象となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額は元本の払戻しに相当するため、「特別分配金」として非課税となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

また、特別分配金については非課税となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになり、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

### 23 追加型投資信託

ファンド設定後も、いつでも取得の申込みができるファンドをいいます。オープン型投資信託ともいいます。(単位型投資信託<sup>24</sup>)

### 24 単位型投資信託

取得の申込みがファンドの設定前に限られているファンドをいいます。スポット型投資信託ともいいます。(追加型投資信託)

### 25 株式投資信託

株式を約款上、少しでも組入れることが可能なファンドを株式投資信託といいます。主として債券に投資するファンドであっても、株式に投資できるファンドは株式投資信託に分類されます。(公社債投資信託<sup>26</sup>)

### 26 公社債投資信託

主に公社債や短期金融商品で運用し、約款上、株式には一切投資できないファンドをいいます。

### 27 普通分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を上回る部分から支払われる分配金のことです。この部分については課税の対象となります。

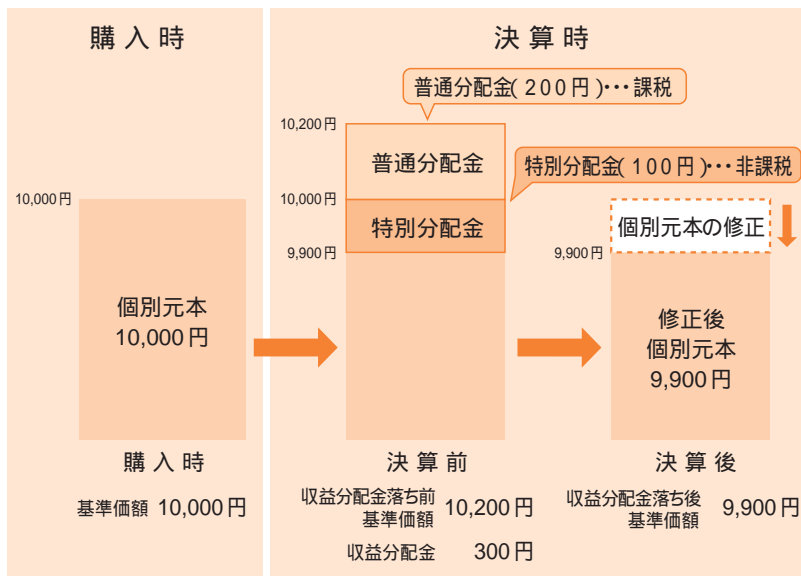
### 28 特別分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を下回る部分の分配金のことです。この部分については元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

### 29 個別元本

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。個々の受益者がファンドを取得したときの基準価額(申込手数料等は含まれません)であり、税法上の元本となります。同一ファンドを複数回取得した場合、そのつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

図14 普通分配金と特別分配金の違い



(注)上記の各金額はあくまでもイメージでありファンドの基準価額および収益分配金額を示唆するものではありません。

\*くわしくは、「手数料等及び税金」内「5課税上の取扱い」を参照してください。

ファンド  
の概要

ファンド  
の性格

運用の  
特色

投資  
方針

運用  
体制

投資  
リスク

管理  
体制

分配  
方針

手続  
等の  
概要

手数料  
等  
及び  
税金

管理  
及び  
運  
営の  
概  
要

運用  
状  
況

財務  
ハイ  
ライト  
情報

その  
他  
の  
情  
報

詳細  
情  
報  
の  
項  
目

約  
款

用  
語  
集





# 手続等の概要



## 1

### 申込期間

平成21年2月17日から平成22年2月15日までです。

ただし、取得の申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。

\* 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書<sup>30</sup>を提出することによって更新される予定です。

## 2

### 申込取扱場所(販売会社)

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

#### お問い合わせ先

国際投信投資顧問株式会社

フリーダイヤル 0120-759311

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午）

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

#### 30 有価証券届出書

1億円以上の有価証券の募集、売出しを行う際に、その有価証券の発行者が内閣総理大臣に提出する法定開示書類のことをいいます。

### 3

## 申込(販売)手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資契約\*」の締結等の諸手続きが必要となります。

\*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

金融商品取引所\*における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することがあります。

\*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

手続等の概要

手数料等及び税金

運営の概要  
管理及び

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集

## 申込単位

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口 = 1円)

分配金受取コース	自動けいぞく投資コース
1万口単位 または 1万円以上1円単位	1万円以上1円単位

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約\*を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約\*を締結することができる場合があります。

\*販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

## 申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

申込価額の照会先は、当該販売会社となります。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

### お問い合わせ先

**国際投信投資顧問株式会社**

フリーダイヤル 0120-759311

受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時(半休日のときは午前9時~正午)

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>



## 申込手数料<sup>31</sup>

手数料率	申込口数に応じ、基準価額に対して	1億口未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億口以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)
	申込代金 <sup>32</sup> に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億円以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)
	申込金額 <sup>33</sup> に応じ、基準価額に対して	1億円未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億円以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該販売会社となります。

(くわしくは、「手数料等及び税金」を参照してください。)

## 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

なお、申込代金には利息をつけません。

## 払込期日

取得申込者(投資者)は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額)を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である国際投信投資顧問株式会社の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払込まれます。

## 払込取扱場所

前記「申込取扱場所(販売会社)」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

### 31 申込手数料

ファンドを取得するときに、投資者が販売会社に支払うコストのことです。販売会社によって申込手数料が異なる場合があります。

### 32 申込代金

申込金額(基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料などを加算した額をいいます。

【 申込代金 = (基準価額 × 申込口数) + 申込手数料】

### 33 申込金額

基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

【 申込金額 = 基準価額 × 申込口数】

ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

手続等の概要

手数料等及び税金

管理及びび運営の概要

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集



## 4 換金(解約)手続等

換金(解約または買取り)の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できません。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額(または買取価額)は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額<sup>34</sup>を差引いた価額(または買取価額)とします。

解約価額(または買取価額)は、販売会社において確認できません。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 34 信託財産留保額

換金(解約)時に基準価額から控除されるもので、ファンドに発生する有価証券の売却費用などを、換金を行う受益者に負担してもらうために徴収する金額です。運用の安定性を高めると同時に、他の受益者との公平性を確保するために運用資金の一部として信託財産に繰入れられます。

## 解約

### 解約単位

販売会社が定める単位とします。

### 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

### 解約手数料

かかりません。

### 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

### 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

## 買取り

### 買取単位

販売会社が定める単位とします。

### 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金(源泉徴収分のみ)に相当する額を差引いた価額とします。

### 買取手数料

かかりません。

### 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

### 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。



# 手数料等及び税金



取得から換金・償還<sup>35</sup>までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

	時期	項目	費用・税金	
直接負担	申込み時	申込手数料 (販売会社により異なります。)	(手数料率)申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億口以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)	
			(手数料率)申込代金に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)	
			(手数料率)申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)	
	収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。	
		所得税および地方税	課税されません。	
	換金時	解約	換金手数料	(かかりません) 0
			信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
		買取り	所得税および地方税	課税されます。
			換金手数料	(かかりません) 0
			信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	課税されません。		
間接負担	保有時 (毎日)	信託報酬 <sup>36</sup>	純資産総額に対して 年率1.3125%(税抜1.2500%)	
		監査費用 <sup>37</sup>	純資産総額に対して 年率0.0042%(税抜0.0040%)以内	
		その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等	

\* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限ります。 )については、消費税等相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

\* 課税の取扱いについては、「課税上の取扱い」を参照してください。

(注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## 35 償還

ファンドの運用が終了し、受益者に金銭が返還されることをいいます。あらかじめ決められた期日の満了による償還のほか、信託期間の満了以前に期日を繰上げて償還する場合があります。

## 36 信託報酬

受益者が、ファンドの運用や管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用のことです。委託会社・受託会社・販売会社の業務に対する対価として支払われます。

## 37 監査費用

ファンドで取得している有価証券や資金などについて公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられています。監査に必要な費用は信託財産から支払われます。

## 1

## 申込手数料

手数料率	申込口数に応じ、 基準価額に対して	1億口未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億口以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)
	申込代金に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億円以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)
	申込金額に応じ、 基準価額に対して	1億円未満の場合	上限 1.575% (税抜 1.500%)
		1億円以上の場合	上限 1.050% (税抜 1.000%)

申込手数料は、申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

\* 申込代金：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額をいいます。

\* 申込金額：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合(以下「償還乗換え\*」といいます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇<sup>38</sup>)

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注)信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。

### 38 償還乗換え優遇

あるファンドを償還まで保有し続け、償還から一定期間内に同じ販売会社において他のファンドを取得する場合、償還金の範囲内で申込手数料が無料または返戻される制度のことです。

ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

分配方針

手続等の概要

手数料等及び税金

管理及び運営の概要

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集

販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取代金または解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は当該販売会社となります。

## 2 換金(解約)手数料

かかりません。

ただし、信託財産留保(相当)額として、解約(買取り)の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

## 3 信託報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125%(税抜1.2500%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成21年6月末現在の料率、支払先および配分は、次の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じマザーファンドを主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」との合算による販売会社毎の純資産残高\*に応じ、次の通りとなります。(委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。)

\* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合(同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。) それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した信託報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

図15 信託報酬率(年率)

各販売会社の純資産残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社	合計
100億円以下 の部分に対して	0.89250% (税抜0.85000%)	0.36750% (税抜0.35000%)	0.05250% (税抜0.05000%)	1.31250% (税抜1.25000%)
100億円超 300億円以下 の部分に対して	0.78750% (税抜0.75000%)	0.47250% (税抜0.45000%)		
300億円超 500億円以下 の部分に対して	0.68250% (税抜0.65000%)	0.57750% (税抜0.55000%)		
500億円超 750億円以下 の部分に対して	0.63000% (税抜0.60000%)	0.63000% (税抜0.60000%)		
750億円超 1,000億円以下 の部分に対して	0.57750% (税抜0.55000%)	0.68250% (税抜0.65000%)		
1,000億円超 1,500億円以下 の部分に対して	0.52500% (税抜0.50000%)	0.73500% (税抜0.70000%)		
1,500億円超 2,000億円以下 の部分に対して	0.47250% (税抜0.45000%)	0.78750% (税抜0.75000%)		
2,000億円超 3,000億円以下 の部分に対して	0.42000% (税抜0.40000%)	0.84000% (税抜0.80000%)		
3,000億円超 4,000億円以下 の部分に対して	0.36750% (税抜0.35000%)	0.89250% (税抜0.85000%)		
4,000億円超 6,000億円以下 の部分に対して	0.31500% (税抜0.30000%)	0.94500% (税抜0.90000%)		
6,000億円超 8,000億円以下 の部分に対して	0.28875% (税抜0.27500%)	0.97125% (税抜0.92500%)		
8,000億円超 の部分に対して	0.26250% (税抜0.25000%)	0.99750% (税抜0.95000%)		

\* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。



- ファンドの概要
- ファンドの性格
- 運用の特色
- 投資方針
- 運用体制
- 投資リスク
- 管理体制
- 分配方針
- 手続等の概要
- 手数料等及び税金
- 管理及び運営の概要
- 運用状況
- 財務ハイライト情報
- その他の情報
- 詳細情報の項目
- 約款
- 用語集



## 4

## その他の手数料等

### 信託事務の諸費用等

- ・信託財産に関する租税、監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年0.0042%(税抜0.0040%))以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

### 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきまして、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

\* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



- \* 以下の内容は平成21年4月1日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。
- \* 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- \* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

### 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収(申告不要)10% (所得税7% 地方税3%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% (所得税7% 地方税3%)
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収(申告不要)20% (所得税15% 地方税5%)
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% (所得税15% 地方税5%)

- \* 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。
- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

### 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは 源泉徴収7%(所得税)
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成24年1月1日以降は 源泉徴収15%(所得税)

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(消費税等相当額を含みます。))は含まれていません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

ファンド  
の概要

ファンド  
の性格

運用の  
特色

投資  
方針

運用  
体制

投資  
リスク

管理  
体制

分配  
方針

手続  
等の  
概要

手数料  
等  
及び  
税金

管理  
及び  
運  
営の  
概  
要

運用  
状  
況

財務  
ハイ  
ライト  
情報

その  
他  
の  
情  
報

詳細  
情報  
の  
目  
録

約  
款

用  
語  
集





# 管理及び運営の概要



## 1 資産の評価

### 基準価額の算出方法

基準価額\*は、信託財産に属する資産\*\*を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

\*\* 受入担保金代用有価証券を除きます。

### ファンドの主な投資対象の評価方法

#### 1. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

#### 2. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

- ・ 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・ 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・ 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

#### 3. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

### 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「グ毎月」として掲載されます。

#### お問い合わせ先

**国際投信投資顧問株式会社**

**フリーダイヤル 0120-759311**

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午）

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページアドレス <http://www.kokusai-am.co.jp>

## 2

## 信託期間

平成9年12月18日以降、無期限とします。

## 3

## 計算期間

毎月18日から翌月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## 4

## ファンドの償還条件等

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
5. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 7.前記4.から6.までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 8.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 9.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 10.監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 11.受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 5

### 約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2.委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3.信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 4.1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1.から5.までの規定にしたがいます。

## 6

## 反対者の買取請求権

信託契約の解除または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 7

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 8

## 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年5月および11月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。



# 運用状況



## 1 投資状況

(平成21年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,471,935,021,721	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	13,333,108,395	0.30
合計(純資産総額)	—	4,485,268,130,116	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (参考)グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

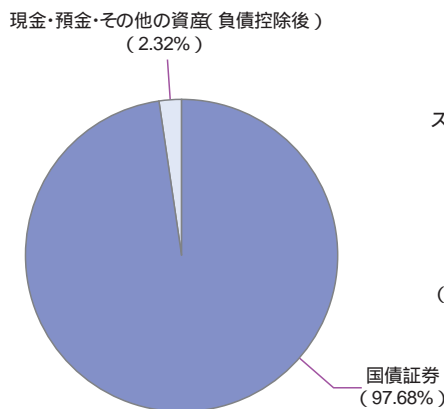
(平成21年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,091,636,173,981	22.82
	カナダ	332,823,495,013	6.96
	オーストラリア	216,453,647,831	4.52
	イタリア	581,264,975,393	12.15
	ベルギー	397,249,428,259	8.30
	スペイン	281,553,383,144	5.88
	フランス	184,596,382,635	3.86
	オランダ	121,661,824,985	2.54
	フィンランド	110,302,649,095	2.31
	ギリシャ	95,892,633,271	2.00
	ドイツ	60,779,791,931	1.27
	ポルトガル	42,940,268,066	0.90
	イギリス	312,199,770,493	6.52
	ノルウェー	232,597,579,650	4.86
	スウェーデン	165,427,634,114	3.46
	デンマーク	113,223,923,540	2.37
	日本	332,899,700,000	6.96
	小計	4,673,503,261,401	97.68
	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	110,803,079,583
合計(純資産総額)	—	4,784,306,340,984	100.00

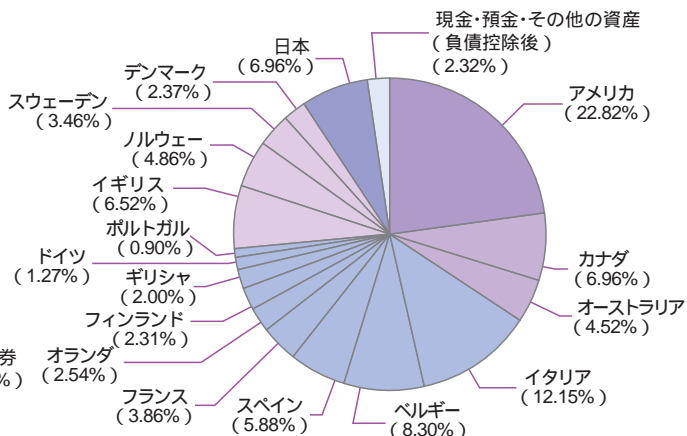
(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。



## マザーファンド投資状況 (資産の種類別投資比率)



## マザーファンド投資状況 (国別投資比率)



(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。



## 2 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(平成21年6月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国/地域	総口数 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	3,185,138,904,360	1.3815	4,400,269,396,374	1.4040	4,471,935,021,721	99.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

### 種類別投資比率

(平成21年6月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.70
合計		99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考)グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄  
(評価額上位30銘柄)

(平成21年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)	
						単価	金額	単価	金額 (円)				
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '140515	アメリカ・ドル	1,350,000,000	109.56	1,479,093,750.00	110.39	1,490,273,437.50	143,081,152,734	4.75	2014年5月15日	2.99
2	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '161025	ユ-ロ	660,000,000	109.79	724,614,000.00	111.05	732,976,200.00	99,340,264,386	5	2016年10月25日	2.07
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '170515	アメリカ・ドル	920,000,000	107.28	986,987,500.00	108.15	995,037,500.00	95,533,550,375	4.5	2017年5月15日	1.99
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '170215	アメリカ・ドル	912,000,000	108.20	986,812,500.00	109.03	994,365,000.00	95,468,983,650	4.625	2017年2月15日	1.99
5	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '130515	ノルウェー・クロ-ネ	4,570,000,000	112.36	5,135,126,200.00	112.76	5,153,360,500.00	77,403,474,710	6.5	2013年5月15日	1.61
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '160515	アメリカ・ドル	711,000,000	111.32	791,542,968.75	112.40	799,208,437.50	76,732,002,084	5.125	2016年5月15日	1.60
7	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '180201	ユ-ロ	525,000,000	101.92	535,111,500.00	103.49	543,338,250.00	73,638,633,022	4.5	2018年2月1日	1.53
8	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '170328	ユ-ロ	510,000,000	100.86	514,411,500.00	102.16	521,056,800.00	70,618,828,104	4	2017年3月28日	1.47
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '170815	アメリカ・ドル	668,000,000	108.84	727,076,250.00	109.76	733,234,375.00	70,397,832,343	4.75	2017年8月15日	1.47
10	デンマーク	国債証券	KINGDOM DENMARK '131115	デンマーク・クロ-ネ	3,390,000,000	108.01	3,661,708,500.00	108.83	3,689,438,700.00	67,147,784,340	5	2013年11月15日	1.40
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND '230815	アメリカ・ドル	558,000,000	119.45	666,548,437.50	122.20	681,893,437.50	65,468,588,934	6.25	2023年8月15日	1.36
12	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT. '130601	カナダ・ドル	686,000,000	110.63	758,942,380.00	111.12	762,310,640.00	63,248,913,800	5.25	2013年6月1日	1.32
13	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '280328	ユ-ロ	400,000,000	110.90	443,632,000.00	112.23	448,920,000.00	60,842,127,600	5.5	2028年3月28日	1.27
14	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '190301	ユ-ロ	440,000,000	100.29	441,289,200.00	101.80	447,928,800.00	60,707,790,264	4.5	2019年3月1日	1.26
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '151115	アメリカ・ドル	580,000,000	108.17	627,442,190.40	108.92	631,746,875.00	60,654,017,468	4.5	2015年11月15日	1.26
16	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '310501	ユ-ロ	410,000,000	107.45	440,549,100.00	108.73	445,805,300.00	60,419,992,309	6	2031年5月1日	1.26
17	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '160704	ユ-ロ	411,000,000	104.75	430,543,050.00	106.00	435,684,660.00	59,048,341,969	4	2016年7月4日	1.23
18	ギリシャ	国債証券	GREECE '140820	ユ-ロ	396,000,000	105.47	417,689,640.00	107.98	427,604,760.00	57,953,273,122	5.5	2014年8月20日	1.21

(平成21年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)	
						単価	金額	単価	金額				金額(円)
19	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '170730	ユ-ロ	380,000,000	110.76	420,899,400.00	112.22	426,458,800.00	57,797,961,164	5.5	2017年7月30日	1.20
20	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '110516	ノルウェー・クロ-ネ	3,500,000,000	107.32	3,756,445,000.00	107.53	3,763,550,000.00	56,528,521,000	6	2011年5月16日	1.18
21	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '170928	ユ-ロ	370,000,000	111.01	410,766,600.00	112.29	415,476,700.00	56,309,557,151	5.5	2017年9月28日	1.17
22	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '120928	ユ-ロ	375,000,000	107.91	404,662,500.00	108.56	407,133,750.00	55,178,837,137	5	2012年9月28日	1.15
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '150815	アメリカ・ドル	530,000,000	106.61	565,071,096.40	107.50	569,750,000.00	54,701,697,500	4.25	2015年8月15日	1.14
24	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '140801	ユ-ロ	380,000,000	103.27	392,452,600.00	104.66	397,738,400.00	53,905,485,352	4.25	2014年8月1日	1.12
25	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVT. '150515	ノルウェー・クロ-ネ	3,250,000,000	106.90	3,474,412,500.00	107.35	3,488,875,000.00	52,402,902,500	5	2015年5月15日	1.09
26	イギリス	国債証券	UK TREASURY '180307	イギリス・ポンド	289,000,000	110.67	319,836,300.00	113.27	327,350,300.00	52,225,466,862	5	2018年3月7日	1.09
27	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '130131	ユ-ロ	340,000,000	111.56	379,331,200.00	112.67	383,084,800.00	51,919,482,944	6.15	2013年1月31日	1.08
28	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT. 170715	ユ-ロ	350,000,000	105.25	368,385,500.00	106.54	372,893,500.00	50,538,256,055	4.5	2017年7月15日	1.05
29	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT. '140601	カナダ・ドル	545,000,000	110.75	603,614,750.00	111.49	607,653,200.00	50,416,986,004	5	2014年6月1日	1.05
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '180515	アメリカ・ドル	500,000,000	102.04	510,234,375.00	103.35	516,796,875.00	49,617,667,968	3.875	2018年5月15日	1.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

### 種類別投資比率

(平成21年6月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	6.96
外国	国債証券	90.72
合計		97.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

# 3

## 運用実績

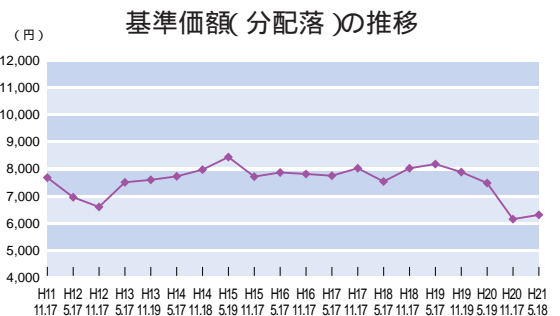
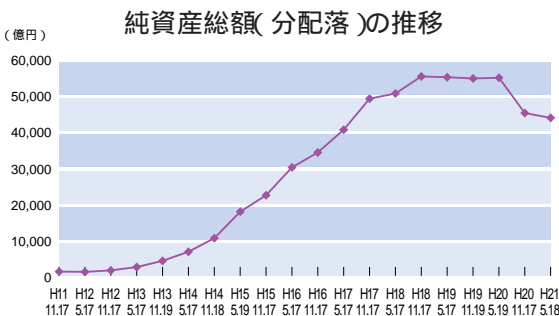
### 純資産の推移

平成21年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間(平成11年11月17日)	119,984	125,582	7,713	8,073
第5特定期間(平成12年5月17日)	111,086	116,814	6,984	7,344
第6特定期間(平成12年11月17日)	153,543	161,896	6,625	6,985
第7特定期間(平成13年5月17日)	247,461	255,999	7,539	7,799
第8特定期間(平成13年11月19日)	421,569	434,850	7,631	7,871
第9特定期間(平成14年5月17日)	676,928	697,904	7,760	8,000
第10特定期間(平成14年11月18日)	1,057,490	1,089,210	8,009	8,249
第11特定期間(平成15年5月19日)	1,801,488	1,852,493	8,477	8,717
第12特定期間(平成15年11月17日)	2,263,882	2,334,016	7,750	7,990
第13特定期間(平成16年5月17日)	3,047,587	3,140,228	7,905	8,145
第14特定期間(平成16年11月17日)	3,464,176	3,569,992	7,849	8,089
第15特定期間(平成17年5月17日)	4,102,581	4,229,234	7,784	8,024
第16特定期間(平成17年11月17日)	4,975,967	5,124,046	8,061	8,301
第17特定期間(平成18年5月17日)	5,036,407	5,196,401	7,568	7,808
第18特定期間(平成18年11月17日)	5,599,959	5,767,044	8,061	8,301
第19特定期間(平成19年5月17日)	5,517,191	5,679,624	8,144	8,384
第20特定期間(平成19年11月19日)	5,507,376	5,673,746	7,931	8,171
第21特定期間(平成20年5月19日)	5,508,773	5,684,536	7,523	7,763
第22特定期間(平成20年11月17日)	4,540,965	4,719,148	6,117	6,357
第23特定期間(平成21年5月18日)	4,403,478	4,536,953	6,275	6,465
平成20年6月末日	5,631,774	—	7,592	—
平成20年7月末日	5,714,586	—	7,644	—
平成20年8月末日	5,661,097	—	7,515	—
平成20年9月末日	5,346,061	—	7,080	—
平成20年10月末日	4,660,049	—	6,278	—
平成20年11月末日	4,658,871	—	6,284	—
平成20年12月末日	4,702,115	—	6,385	—
平成21年1月末日	4,285,735	—	5,888	—
平成21年2月末日	4,491,312	—	6,262	—
平成21年3月末日	4,588,612	—	6,473	—
平成21年4月末日	4,542,453	—	6,457	—
平成21年5月末日	4,494,627	—	6,428	—
平成21年6月末日	4,485,268	—	6,474	—

(注1)分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間(6ヵ月毎)に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出してあります。

(注2)基準価額は1単位(1万口)当たりの純資産総額です。

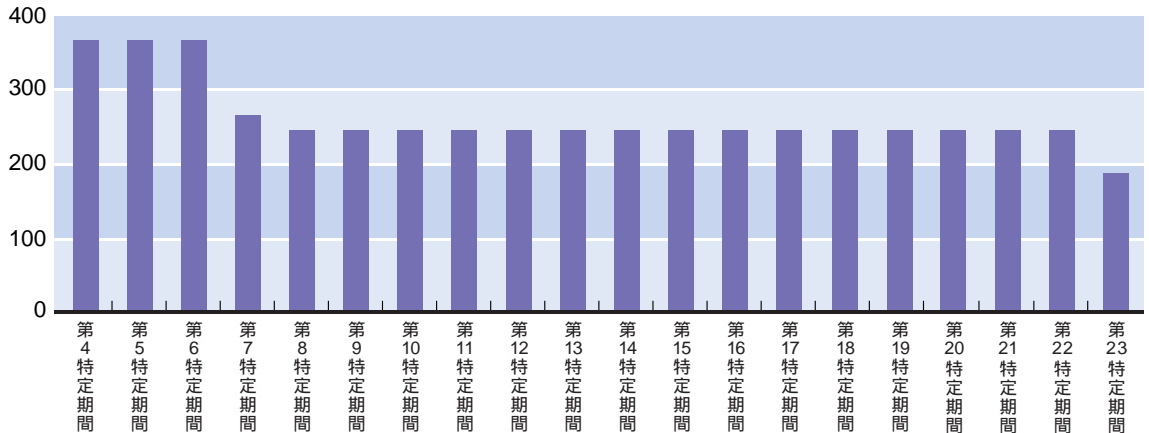


## 分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第4特定期間	自平成11年5月18日 至平成11年11月17日	360
第5特定期間	自平成11年11月18日 至平成12年5月17日	360
第6特定期間	自平成12年5月18日 至平成12年11月17日	360
第7特定期間	自平成12年11月18日 至平成13年5月17日	260
第8特定期間	自平成13年5月18日 至平成13年11月19日	240
第9特定期間	自平成13年11月20日 至平成14年5月17日	240
第10特定期間	自平成14年5月18日 至平成14年11月18日	240
第11特定期間	自平成14年11月19日 至平成15年5月19日	240
第12特定期間	自平成15年5月20日 至平成15年11月17日	240
第13特定期間	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	240
第14特定期間	自平成16年5月18日 至平成16年11月17日	240
第15特定期間	自平成16年11月18日 至平成17年5月17日	240
第16特定期間	自平成17年5月18日 至平成17年11月17日	240
第17特定期間	自平成17年11月18日 至平成18年5月17日	240
第18特定期間	自平成18年5月18日 至平成18年11月17日	240
第19特定期間	自平成18年11月18日 至平成19年5月17日	240
第20特定期間	自平成19年5月18日 至平成19年11月19日	240
第21特定期間	自平成19年11月20日 至平成20年5月19日	240
第22特定期間	自平成20年5月20日 至平成20年11月17日	240
第23特定期間	自平成20年11月18日 至平成21年5月18日	190

## 1万口当たりの分配金の推移

(円)

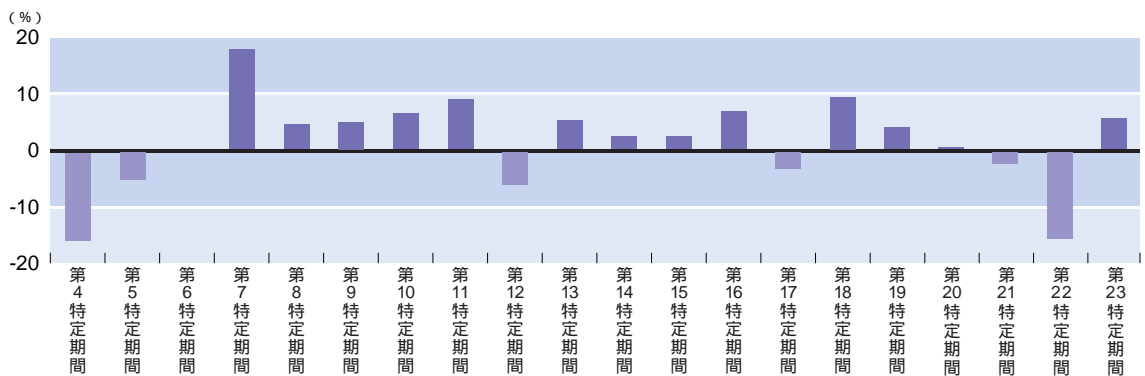


## 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第4特定期間	自平成11年5月18日 至平成11年11月17日	15.6
第5特定期間	自平成11年11月18日 至平成12年5月17日	4.8
第6特定期間	自平成12年5月18日 至平成12年11月17日	0.0
第7特定期間	自平成12年11月18日 至平成13年5月17日	17.7
第8特定期間	自平成13年5月18日 至平成13年11月19日	4.4
第9特定期間	自平成13年11月20日 至平成14年5月17日	4.8
第10特定期間	自平成14年5月18日 至平成14年11月18日	6.3
第11特定期間	自平成14年11月19日 至平成15年5月19日	8.8
第12特定期間	自平成15年5月20日 至平成15年11月17日	5.7
第13特定期間	自平成15年11月18日 至平成16年5月17日	5.1
第14特定期間	自平成16年5月18日 至平成16年11月17日	2.3
第15特定期間	自平成16年11月18日 至平成17年5月17日	2.2
第16特定期間	自平成17年5月18日 至平成17年11月17日	6.6
第17特定期間	自平成17年11月18日 至平成18年5月17日	3.1
第18特定期間	自平成18年5月18日 至平成18年11月17日	9.7
第19特定期間	自平成18年11月18日 至平成19年5月17日	4.0
第20特定期間	自平成19年5月18日 至平成19年11月19日	0.3
第21特定期間	自平成19年11月20日 至平成20年5月19日	2.1
第22特定期間	自平成20年5月20日 至平成20年11月17日	15.5
第23特定期間	自平成20年11月18日 至平成21年5月18日	5.7
	自平成21年5月19日 至平成21年6月30日	3.2

(注)収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

## 収益率の推移



ファンド  
の概要

ファンド  
の性格

運用の  
特色

投資  
方針

運用  
体制

投資  
リスク

管理  
体制

分配  
方針

手続  
等の  
概要

手数料  
等  
及び  
税金

管理  
及び  
運  
営の  
概  
要

運用  
状  
況

財務  
ハイ  
ライト  
情報

その  
他  
の  
情  
報

詳細  
情報  
の  
項  
目

約  
款

用  
語  
集



# 財務ハイライト情報



以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

## 1 貸借対照表

区分				第22特定期間末 (平成20年11月17日現在)	第23特定期間末 (平成21年5月18日現在)
				金額(円)	金額(円)
資産の部	流動資産	コール・ローン		38,821,241,618	29,954,045,799
		親投資信託受益証券		4,538,752,952,770	4,401,926,913,130
		未収入金		694,980,895	1,751,764,444
		未収利息		308,432	82,065
		流動資産 合計		4,578,269,483,715	4,433,632,805,438
資産 合計				4,578,269,483,715	4,433,632,805,438
負債の部	流動負債	未払収益分配金		29,692,693,562	21,033,336,999
		未払解約金		2,398,783,999	4,049,640,202
		未払受託者報酬		208,264,938	202,656,704
		未払委託者報酬		4,998,358,490	4,863,760,889
		その他未払費用		6,247,938	4,620,563
		流動負債 合計		37,304,348,927	30,154,015,357
負債 合計				37,304,348,927	30,154,015,357
純資産の部	元本等	元本	元本	7,423,546,383,906	7,017,716,657,027
		剰余金	期末欠損金	2,882,581,249,118	2,614,237,866,946
			(分配準備積立金)	(346,413,747,052)	(306,579,255,780)
		純資産 合計		4,540,965,134,788	4,403,478,790,081
負債・純資産合計				4,578,269,483,715	4,433,632,805,438



## 2

## 損益及び剰余金計算書

区分		第22特定期間 自平成20年5月20日 至平成20年11月17日	第23特定期間 自平成20年11月18日 至平成21年5月18日
		金額(円)	金額(円)
営業収益	受取利息	42,346,195	10,131,823
	有価証券売買等損益	843,991,388,329	278,498,894,965
	営業収益合計	843,949,042,134	278,509,026,788
営業費用	受託者報酬	1,409,633,192	1,185,850,682
	委託者報酬	33,831,196,412	28,460,416,367
	その他費用	43,023,451	37,344,009
	営業費用合計	35,283,853,055	29,683,611,058
営業利益金額又は営業損失金額( )		879,232,895,189	248,825,415,730
経常利益金額又は経常損失金額( )		879,232,895,189	248,825,415,730
当期純利益金額又は当期純損失金額( )		879,232,895,189	248,825,415,730
一部解約に伴う当期純利益金額分配額			253,418,865
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		7,749,069,588	
期首欠損金		1,813,829,177,267	2,882,581,249,118
欠損金減少額		141,887,080,554	219,804,756,205
当期一部解約に伴う欠損金減少額		141,887,080,554	219,804,756,205
欠損金増加額		159,941,978,376	63,194,175,827
当期追加信託に伴う欠損金増加額		159,941,978,376	63,194,175,827
分配金		179,213,348,428	136,839,195,071
期末欠損金		2,882,581,249,118	2,614,237,866,946

## 3

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22特定期間 自平成20年5月20日 至平成20年11月17日	第23特定期間 自平成20年11月18日 至平成21年5月18日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末 が休日のため、平成20年5月 20日から平成20年11月17日 までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末 が休日のため、平成20年11月 18日から平成21年5月18日ま でとなっております。



## その他の情報



### 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。  
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 発行(売出)価額の総額

10兆円を上限とします。

### 振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構

### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)へ記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 委託会社の概況

- ・ 資本金(平成21年6月末現在)  
26億8千万円
- ・ 沿革  
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立  
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立  
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況(平成21年6月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,995株	30.73%
エム・ユー・エス・ファシリティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

## 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 投資信託受益証券の名義書換等  
該当事項はありません。
2. 受益者等名簿  
該当事項はありません。
3. 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
4. 内国投資信託受益証券の譲渡制限  
該当事項はありません。
5. 受益証券の再発行  
該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者\*に支払います。

\*償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。

また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。

ファンド  
の概要

ファンド  
の性格

運用の  
特色

投資  
方針

運用  
体制

投資  
リスク

管理  
体制

分配  
方針

手続  
等の  
概要

手数料  
等  
及び  
税金

管理  
及び  
運  
営の  
概  
要

運用  
状  
況

財務  
ハイ  
ライト  
情報

その  
他  
の  
情  
報

詳細  
情  
報  
の  
項  
目

約  
款

用  
語  
集



# ファンドの詳細情報の項目



金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書(投資信託説明書(請求目論見書))に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のEDINET(電子開示システム)および委託会社のホームページで閲覧することができます。

## ファンドの沿革

### 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

### 管理及び運営

- 1 資産の評価
- 2 保管
- 3 信託期間
- 4 計算期間
- 5 ファンドの償還条件等
- 6 約款の変更
- 7 反対者の買取請求権
- 8 関係法人との契約の更改
- 9 公告
- 10 信託事務の委託
- 11 運用報告書
- 12 受益者の権利等

### ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

### 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託  
グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)  
信託約款

国際投信投資顧問株式会社



# 追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型) - 運用の基本方針 -



約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

## 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## 投資対象

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券を通じて、世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)に投資を行います。なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

## 投資制限

親投資信託への投資は、制限を設けません。

株式への実質投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

## 収益分配方針

毎月17日(ただし、17日が休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。



## 追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)約款

<b>信託の種類、委託者および受託者</b>	<b>第1条</b> この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。 この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。
<b>信託事務の委託</b>	<b>第1条の2</b> 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
<b>信託の目的および金額</b>	<b>第2条</b> 委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金15,533,858,755円を信託し、受託者はこれを引受けます。
<b>信託金の限度額</b>	<b>第3条</b> 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
<b>信託期間</b>	<b>第4条</b> この信託の期間は、信託契約締結日から第52条、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。
<b>受益権の取得申込みの勧誘の種類</b>	<b>第4条の2</b> この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。 (削除)
<b>当初の受益者</b>	<b>第5条</b> この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
<b>受益権の分割および再分割</b>	<b>第6条</b> 委託者は、第2条に規定する受益権については、15,533,858,755口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (削除)
<b>追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法</b>	<b>第7条</b> 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
<b>信託日時の異なる受益権の内容</b>	<b>第8条</b> この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
<b>受益権の帰属と受益証券の不発行</b>	<b>第9条</b> この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継

ファンドの概要
ファンドの性格
運用の特色
投資方針
運用体制
投資リスク
管理体制
分配方針
手続等の概要
手数料等及び税金
管理及び運営の概要
運用状況
財務ハイライト情報
その他の情報
詳細情報の項目
約款
用語集

**受益権の設定に係る受託者の通知**

**受益権の申込単位および価額**

する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとしします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

**第10条** 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。（削除）

**第11条** 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益権について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。

委託者の指定する販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。

前2項の取得申込者は委託者の指定する販売会社または委託者に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社または委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込総金額（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項および第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額としします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額としします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する販売会社または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額としします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額としします。

- 1 (手数料率)取得申込口数に応じて
  - 1億口未満の場合 1.5%
  - 1億口以上の場合 1.0%
- 2 (手数料率)取得申込総金額に応じて
  - 1億円未満の場合 1.5%
  - 1億円以上の場合 1.0%
- 3 (手数料率)取得申込金額に応じて
  - 1億円未満の場合 1.5%
  - 1億円以上の場合 1.0%

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。))にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。))が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。))または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。))の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該販売会社または委託者でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。))については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する販売会社または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項および前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、決算日の基準価額とします。

第4項および第6項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

第4項、第6項および前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

第12条 (削除)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。))に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益権の譲渡に係る記載または記録

受益権の譲渡の対抗要件

投資の対象とする  
資産の種類

## 運用の指図範囲等

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第18条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条および第24条に定めるものに限りません。)
3. 約束手形
4. 金銭債権

第19条 委託者は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
11. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価

総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

投資する株式の範囲

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。  
前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所に

**スワップ取引の運用指図・目的・範囲**

**同一銘柄の転換社債等への投資制限**

**有価証券の貸付の指図および範囲**

**特別の場合の外貨建有価証券への投資制限**

**第24条**

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

**第25条**

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**第26条**

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**第27条**

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

おけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<b>外国為替予約の指図</b>	<b>第28条</b>	委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
<b>外貨建資産の円換算および予約為替の評価</b>	<b>第29条</b>	信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
<b>保管業務の委任</b>	<b>第30条</b>	受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
<b>有価証券の保管</b>	<b>第31条</b>	受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
<b>混蔵寄託</b>	<b>第32条</b>	金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。
<b>信託財産の登記等および記載等の留保等</b>	<b>第33条</b> <b>第34条</b>	(削除) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 動産(金銭を除きます。))については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
<b>有価証券売却等の指図</b>	<b>第35条</b>	委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
<b>再投資の指図</b>	<b>第36条</b>	委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
<b>資金の借入れ</b>	<b>第37条</b>	委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
<b>損益の帰属</b>	<b>第38条</b>	委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
<b>受託者による資金の立替え</b>	<b>第39条</b>	信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

の概要	ファンド
の性格	ファンド
運用の特色	
投資方針	
運用体制	
投資リスク	
管理体制	
分配方針	
手続等の概要	
手数料等	
税金	
管理および運営の概要	
運用状況	
財務ハイライト情報	
その他の情報	
詳細情報	
の項目	
約款	
用語集	

<p><b>計算期間</b></p> <p><b>信託財産に関する報告</b></p> <p><b>信託事務の諸費用</b></p> <p><b>信託報酬等の総額</b></p> <p><b>収益の分配方式</b></p> <p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責</b></p> <p><b>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</b></p>	<p>前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p> <p><b>第40条</b> この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。</p> <p>前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。</p> <p><b>第41条</b> 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>(削除)</p> <p><b>第42条</b> 信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p> <p><b>第43条</b> 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の125の率を乗じて得た額とします。</p> <p>前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。</p> <p><b>第44条</b> 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。</li> <li>2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。</li> </ol> <p>毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。</p> <p><b>第45条</b> (削除)</p> <p><b>第46条</b> 受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第51条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p><b>第47条</b> 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対</p>
---	---



しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社または委託者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、委託者が自ら募集したものについては、委託者において行います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(削除)  
 (削除)

**委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関**

**第48条** 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

**収益分配金および償還金の時効**

**第49条** 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**受益権の買取り**

**第50条** 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、

委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受

信託の一部解約

第51条

益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

受益者(前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。 )は、平成10年6月17日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者または委託者の指定する販売会社が定める単位(委託者の自らの募集に係る受益権(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益権を除きます。 ) 別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口単位 )をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者(受益者死亡の場合はその相続人 )は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託者は、前項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社または委託者に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとし、

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

質権口記載または記録の受益権の取扱い

第51条の2

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

信託契約の解約

第52条

委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

**信託契約に関する監督官庁の命令**

**委託者の登録取消等に伴う取扱い**

**委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い**

**受託者の辞任および解任に伴う取扱い**

**信託約款の変更**

**反対者の買取請求権**

**公告**

**信託約款に関する疑義の取扱い**

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

**第53条** 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。  
委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

**第54条** 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。  
前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**第55条** 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。  
委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**第56条** 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。  
委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**第57条** 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。  
委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。  
前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。  
前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。  
委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**第57条の2** 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**第58条** (削除)

**第59条** 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

**第60条** この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

(付則)

**第1条** 委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集に係る受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

**第2条** 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

**第3条** 変更後の第43条の規定は、平成12年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

**第4条** 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

平成9年12月18日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号  
りそな信託銀行株式会社

## I. 別に定める追加型証券投資信託

約款第11条第9項の「別に定める追加型証券投資信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)



## 《参考》 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド - 運用の基本方針 -



ファンドの概要

ファンドの性格

運用の特色

投資方針

運用体制

投資リスク

管理体制

配分方針

手続等の概要

手数料等及び税金

管理及び運営の概要

運用状況

財務ハイライト情報

その他の情報

詳細情報の項目

約款

用語集

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

### 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

#### ・運用の基本的考え方

世界主要先進国の国債、政府機関債等(原則としてA格以上のもの)に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

国別資産配分については、投資対象国毎に債券投資収益率予測(金利予測)と為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。

円投資家の立場から最適な国別の資産配分(カントリー・アロケーション)を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

### 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等(A格以上のもの)を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

### 投資制限

株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。

外貨建資産への投資は、制限を設けません。



# 用語集



## あ行

### 委託会社

信託財産の運用指図などを行う運用会社で、委託者ともいいます。

商品性格や運用方針などを決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行う会社です。また、投資者に商品を説明する書類(目論見書)や運用内容・結果を説明する書類(運用報告書)の作成等を行います。

### インカムゲイン

債券の利子、株式の配当、預金の利息などから得られる収益のことです。

### 運用報告書

ファンドの運用状況を報告するための書類のことをいいます。

主な内容は、運用実績、運用経過と今後の運用方針、組入資産の明細、分配金のお知らせなどです。委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付されます。

### OECD

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。

## か行

### 格付け

債券などの元本や利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

### 株式投資信託

株式を約款上、少しでも組入れることが可能なファンドを株式投資信託といいます。主として債券に投資するファンドであっても、株式に投資できるファンドは株式投資信託に分類されます。

### 為替ヘッジ

外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合があります。この為替変動によるリスクを軽減する手段の一つです。ただし為替ヘッジを行うと、円安になった場合でも為替差益による基準価額の上昇はあまり望めなくなります。また為替ヘッジ取引には、およそ内外の短期金利差に相当するコストがかかります。

### 監査費用

ファンドで取得している有価証券や資金などについて公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられています。監査に必要な費用は信託財産から支払われます。

### 基準価額

ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

## キャピタルゲイン

債券、株式、先物取引など有価証券の値上がりによる収益のことです。反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。

## 公社債投資信託

主に公社債や短期金融商品で運用し、約款上、株式には一切投資できないファンドをいいます。

## 個別元本

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

個々の受益者がファンドを取得したときの基準価額(申込手数料等は含まれません)であり、税法上の元本となります。同一ファンドを複数回取得した場合、そのつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

# さ行

## シティグループ世界国債インデックス

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、昭和59年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

## 自動けいぞく投資

ファンドが収益分配を行うつど、収益分配金を、税引き後、無手数料で同一ファンドに自動的に全額再投資する仕組みのことです。

## 収益分配金

決算が行われた際、運用により得た収益から受益者に支払われるものです。金額は、収益分配方針に沿って委託会社が決定しますが、支払われない場合もあります。

## 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。

## 受託会社

信託財産の保管や管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者ともいいます。信託契約の締結、信託財産の保管や管理、信託財産の計算(受益権の基準価額の計算を含みます)外国証券を保管や管理する外国の保管銀行への指示または連絡などの業務を行います。

## 純資産総額

ファンドに組入れられている公社債や株式等をすべて時価評価し、公社債等の利息や株式の配当金などの収入を加えたものから未払金などの負債総額や投資信託の運用に必要な費用などのコストを差引いたもので、ファンドの規模を表す数字として利用されます。

## 償還

ファンドの運用が終了し、受益者に金銭が返還されることをいいます。あらかじめ決められた期日の満了による償還のほか、信託期間の満了以前に期日を繰上げて償還する場合があります。

## 償還乗換え優遇

あるファンドを償還まで保有し続け、償還から一定期間内に同じ販売会社において他のファンドを取得する場合、償還金の範囲内で申込手数料が無料または返戻される制度のことです。

## 信託財産

ファンドにおいて運用される債券や株式などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

## 信託財産留保額

換金(解約)時に基準価額から控除されるもので、ファンドに発生する有価証券の売却費用などを、換金を行う受益者に負担してもらうために徴収する金額です。

運用の安定性を高めると同時に、他の受益者との公平性を確保するために運用資金の一部として信託財産に繰入れられます。

## 信託報酬

受益者が、ファンドの運用や管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用のことで、

委託会社・受託会社・販売会社の業務に対する対価として支払われます。

## ソブリン債券

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

## た行

### 単体型投資信託

取得の申込みがファンドの設定前に限られているファンドをいいます。

スポット型投資信託ともいいます。(追加型投資信託)

### 追加型投資信託

ファンド設定後も、いつでも取得の申込みができるファンドをいいます。

オープン型投資信託ともいいます。(単体型投資信託)

### デュレーション

「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

### 投資顧問会社

信託財産の運用に必要な情報提供や助言を行う会社です。

国内系運用会社が外国証券へ投資を行うときに投資アドバイザーとして外国の運用会社から、または外資系の運用会社が本国から投資アドバイスなどを受ける場合があります。

### 特別分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を下回る部分の分配金のことで、この部分については元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

## は行

### ハイ イールド ボンド

格付機関から付与される格付けが投資適格に満たない債券(BB格(Ba格)相当以下の格付けの債券)のことをいいます。

### 販売会社

ファンドの募集の取扱いをする、窓口となる会社のことで、具体的には証券会社、銀行、保険会社などです。

### ファミリーファンド方式

受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



## 普通分配金

追加型株式投資信託の収益分配金のうち、受益者の個別元本を上回る部分から支払われる分配金のことです。この部分については課税の対象となります。

## ベンチマーク

運用の目標とする基準、あるいはパフォーマンス(運用実績)を評価する基準のことをいいます。日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)などの指数が多く利用されています。

# ま行

## 申込金額

基準価額に申込口数を乗じて得た額をいいます。

【 申込金額 = 基準価額 × 申込口数 】

## 申込代金

申込金額(基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料などを加算した額をいいます。

【 申込代金 = (基準価額 × 申込口数) + 申込手数料 】

## 申込手数料

ファンドを取得するとき、投資者が販売会社に支払うコストのことです。販売会社によって申込手数料が異なる場合があります。

# や行

## 有価証券届出書

1億円以上の有価証券の募集、売出しを行う際に、その有価証券の発行者が内閣総理大臣に提出する法定開示書類のことをいいます。

## 国際投信投資顧問株式会社

KOKUSAI Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005)

 **0120-759311**

平日 9:00～17:00 土・日・祝日を除く (半休日のときは午前9時～正午)

<http://www.kokusai-am.co.jp>